2023 年度　当社取締役会の実効性分析・評価結果の概要について

2024 年 5 月 20 日
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

当社取締役会は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下、「ガイドライン」)」に基づき、取締役会の実効性分析・評価（以下、「分析・評価」）を行いましたので、その結果をお知らせいたします。

【当社　コーポレートガバナンス・ガイドライン】
URL：https://www.tokaitokyo-fh.jp/asset/pdf/corporate/governance_guideline.pdf

記

1．分析・評価結果の概要

2023 年度の分析・評価の結果、当社取締役会の実効性は、分析・評価項目の各項目（【ご参考資料】2．分析・評価実施概要　参照）及び取締役会全体について、いずれも適切に確保されているとの結論に至りました。

当社取締役会は、2007 年より取締役会議長を社外取締役から選任し、かつ現在、取締役 9 名のうち、5 名を社外取締役（全員が独立性基準を充足）とする等、社外取締役の役割を重視した構成としております。また、各取締役の専門性及び経験等により、ガバナンスの観点から、多様性が適切に確保されているとの意見が多数ありました。取締役会の運営におきましては、業務執行取締役へ委任した事項は適切な範囲で遂行されており、経営戦略ならびに成長戦略の進捗についての審議のほか、取締役会実効性向上のために外部専門家も加わった場としてワークショップを開催し、コーポレートガバナンス領域、指名領域、報酬領域について、取締役会以外に取締役全員が参加する議論の機会を設け、さまざまな意見交換を行ったことは有意義であり、取締役会の実効性を向上させる一助となると評価する意見がありました。また、社外取締役に期待する役割・行動に関しては、多様な発言や助言を頂くことを通して経営監督機能が十分に果たされていると判断しております。

上記で述べた取り組みにより、取締役に求められる役割と責務を果たすために必要な当社の業務に関する情報を社内外の取締役の間で共有することで取締役会の実効性向上に寄与しておりますが、さらなる向上のために今後も継続して取り組むべき事項として、1 点目は、子会社を含めたグループ全体の取り組みを深く理解する機会の創出とこれまで以上に深度ある議論の時間の確保、2 点目は、取締役会以外での取締役間の自由な意見交換の機会の設置を求める意見もありました。

当社取締役会は、今後も、これまで当社が取り組み、構築してきたガバナンス体制の優位性を維持・発展させるため、今回の分析・評価結果を踏まえた取締役会の機能充実のために必要な改善に取り組み、引き続き実効性向上に努めてまいる所存です。

2．2023 年度の取り組み

特に 2023 年度は、当社のコーポレートガバナンスを一層向上させることを目的として外部専門家から提言を受け、そのための施策について社内で検討を重ねてまいりました。取締役会の実効性に関わる観点では、① 取締役会及び取締役が担う役割の再構築、② 取締役会の運営高度化及び③ 情報連携を通じた信頼関係のさらなる強化を重要検討項目としており、取り組みの概要を次項「継続的な実効性向上のための取り組み」に記載しております。2024 年度は複数の施策を試験的に導入し、ガバナンスの強化実現につなげてまいります。

3．継続的な実効性向上のための取り組み

当社取締役会が、その役割・責任を適切に果たすため、取締役会の実効性維持・向上に引き続き取り組み、取締役会による経営に対する監督を十分に担保するとともに、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

優先的取り組み事項	取り組みの概要
コーポレートガバナンス・ ガイドライン改訂	取締役会及び取締役が担う役割を記載した改訂案を策定。この 2023 年度策定案を基に、今後も検討継続。
経営計画達成、経営戦略推進に関する進捗状況の検証・モニタリング	経営戦略、資本政策、サステナビリティ等の重要課題に関する施策進捗・具現化への検証及び審議にかける時間の増加。今後さらに充実させる。
重要審議事項の明確化と十分な審議時間の確保	取締役会で重点的に議論すべき経営戦略、資本政策及び経営計画等の重要議案の審議により多くの時間を確保するべく、過去の取締役会議題の分析。これを基に、重点議案の選定基準明確化及び事前説明の有効活用による効率的な議事運営。
取締役間のコミュニケーション・対話の機会の増加	他社事例も参照し、当社としての情報連携のあり方及び実行計画を策定。今後は、執行と監督、取締役会と監査等委員会等の観点で、取締役会以外に情報交換の機会を設け、経営戦略、サステナビリティ課題への取り組み及び企業価値向上等についての意見交換の時間を確保。

【ご参考資料】

1．分析・評価方法

分析・評価は、当該分析・評価に係る質問票に取締役が回答し、その集計結果に基づき、取締役会において議論いたしました。

2．分析・評価実施概要

実施主体	取締役会
分析・評価対象	取締役会（取締役会による自己評価）
分析・評価基準	コーポレートガバナンス・ガイドライン「第２章　取締役会」
分析・評価手段	取締役の質問票回答結果に基づく、取締役会における議論
分析・評価目的	取締役会は、適切な構成で多様性が確保され、取締役の役割が発揮される場となっているか確認すること
分析・評価項目	・取締役会の構成・多様性 ・取締役会の役割、責任及び権限 ・取締役会の運営 ・取締役への支援体制 ・社外取締役への期待役割の明確化 ・経営戦略・成長戦略への対応 ・サステナビリティ課題への対応 ・指名・報酬委員会の構成・役割 ・株主・投資家との対応 ・前年課題への対応
結果の集計及び評価結果プロセス	・取締役による無記名式の質問票を取締役会事務局に提出し、取締役会事務局が質問票の集計を実施 ・集計結果を取締役会の場で共有 ・分析・評価結果を取締役会にて議論

以　上